

学校給食について



問

学校給食法は憲法26条、教育基本法3条にもとづき1954年成り立した。

学校給食法の6条は、2項目に分けられ、給食運営にかかる費用は自治体負担とし、食料費は保護者の負担になっていくが、付帯事項として「自治体としてできる限り食料費等の補助をするように」との通達もある。

いまの雇用の現状からも子育て世代の経済状況は大変厳しいと子育て世代の父母の声も聞いている。今後食料の値上がりは、保護者の負担でなく町の負担で対応すべきと考える。

給食食料の冷凍加工食品の残留農薬、産地偽装野菜、事故米などの使用が明らかになり、食料への不安も大きくなっているが、いまだに解決されていない。

文部科学省が2月に実施した緊急調査によると、と

くに大量調理によるセンター方式では、冷凍加工食品の使用率が高い傾向にあることが明らかになっていく。将来的にはセンター方式を見直し自校式に改めていくべきと考える。

また、児童・生徒に安全、安心の給食を提供するために食料購入ルートの見直しと、さらに安全な食料の確保に努めることが必要である。

したがって、次の点について伺う。
①食料費の引き上げは、保護者負担にせず町の負担で行うこと。
②将来的にはセンター方式から自校式に。
③食料購入ルートはどのようになっているのか、また業者はどのように選定されているのか。
④安全な食料の確保に向けての取り組みは。

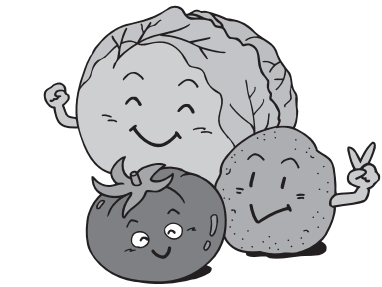
する経費のうち、関係法令の規定により、施設設備費及び職員の人件費は学校の設置者の負担とされ、光熱水費は学校の設置者の負担が望ましいとされており、学校給食費の保護者負担の適正化に努めている。

平成21年度の学校給食費の額の見直しに際しては、17%から19%の大幅な引き上げが必要となり、本年度も給食材料費の不足が見込まれ、諸物価高騰が続く中、保護者の新たな負担増にならないよう、給食材料費の不足分は、保護者負担とせず、町費予算で対応するよう補正予算を計上した。

今後とも、配送用食管の年次の更新に努め、少しでも暖かい給食を届けたいが、建設後11年を迎えた現時点で、自校方式に改めることは検討していない。

③給食費の約37%を占める主食のうち、麺類を除く牛乳、米、パン用の小麦粉の主食材料は、安定的な供給量が確保され、安価で購入できる、財団法人北海道学校給食会から購入している。米は全てを道産米、小麦粉は平成18年度から全て十勝産小麦を使用している。給食費の約63%を占める副食のうち、鮮度を必要とする野菜類と果実類を除く乾燥食料や冷凍食品は、帯広市内や札幌市内の学校給食の食料を扱う卸売業者や町内の小売業者から見積書を徴し、年間契約や月ごとの契約により納品される。

本年6月から町内3農協の協力を得て納入されているじゃがいもを除く野菜類や果実類は、鮮度を必要とし、納品当日の朝に帯広の市場で仕入れ、定刻までにセンターへ納品される。



教育長

①学校給食に要